

I 補償金額(支払限度額)・掛金 (保険料)

スタンダードプラン A・B・C・D

年間掛金(保険料) クラブ会員1名につき **130円**～

補償内容	賠償責任事故のみ補償タイプ		賠償責任事故+災害対策費用・傷害事故見舞金補償タイプ	
	A	B	C	D
(対人賠償/対物賠償) 賠償責任事故 (対外試合、練習会、水泳行事中も含む)	支払限度額	対人	1名につき 1事故につき	5億円 5億円
		対物	1事故につき	500万円

受託者賠償責任事故	支払限度額	1事故/保険期間中 50万円 ※ただし、貨紙幣、貴金属製品等については1事故/保険期間中 10万円
-----------	-------	-------------------------------------------------------------

被災者傷害見舞保険金 および傷害見舞保険金	支払限度額(被災者1名あたり)			
	①死亡・後遺障害	50万円	100万円	200万円
②入院見舞金	31日以上	7.5万円	15万円	30万円
	15~30日	6万円	12万円	24万円
③通院見舞金	8~14日	3万円	6万円	12万円
	4~7日	1.5万円	3万円	6万円
	1~3日	7,500円	1.5万円	3万円
	31日以上	2.5万円	5万円	10万円
	15~30日	2万円	4万円	8万円
	8~14日	1万円	2万円	4万円
	4~7日	5,000円	1万円	2万円
	1~3日	2,500円	5,000円	1万円

Aタイプは賠償責任に関する事故のみを補償するタイプです。傷害事故に関する補償があるBタイプ~Zタイプをおすすめします。

被災者対応費用	支払限度額	1事故につき	50万円×被災者数
災害広告費用	支払限度額	1事故につき	1,000万円

年間掛金(保険料) (クラブ会員1名につき)	130円	230円	330円	530円
---------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

プレミアムプラン Z

賠償責任補償の対人・対物支払限度額を5億円までカバーしているプレミアムプランです。

年間掛金(保険料) クラブ会員1名につき **830円**～

補償内容	賠償責任事故+災害対策費用・傷害事故見舞金補償タイプ		
	Z		
(対人賠償/対物賠償) 賠償責任事故 (対外試合、練習会、水泳行事中も含む)	支払限度額	対人	1名につき 5億円 1事故につき 5億円
		対物	1事故につき 5億円 ※1)

受託者賠償責任事故	支払限度額	1事故/保険期間中 50万円 ※ただし、貨紙幣、貴金属製品等については1事故/保険期間中 10万円
-----------	-------	-------------------------------------------------------------

被災者傷害見舞保険金 および傷害見舞保険金	支払限度額(被災者1名あたり)	
	①死亡・後遺障害	200万円
②入院見舞金	31日以上	30万円
	15~30日	24万円
	8~14日	12万円
	4~7日	6万円
③通院見舞金	1~3日	3万円
	31日以上	10万円
	15~30日	8万円
	8~14日	4万円
	4~7日	2万円
	1~3日	1万円

被災者対応費用	支払限度額	1事故につき	50万円×被災者数
災害広告費用	支払限度額	1事故につき	1,000万円

年間掛金(保険料) (クラブ会員1名につき)	830円
---------------------------	-------------

※ 「対外試合・練習会・水泳行事」における賠償責任事故の対物支払限度額は500万円とする。



II 対象となる事故 (詳細については「制度の概要」に記載した、保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金およびお支払い方法、保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。)

(公財)日本水泳連盟加盟クラブの皆様が所有、使用または管理する、プール等のスポーツ施設内外で起こった次の**賠償事故・傷害事故等**を補償します。

賠償責任(※1)に関する補償 (A・B・C・D・Zタイプで補償)

加盟クラブ、加盟クラブの指導員その他のスタッフ等の賠償責任補償(施設賠償責任保険)

- ①加盟クラブが、所有、使用・管理するプール等の施設の欠陥や管理上の不備
- ②加盟クラブの指導員その他のスタッフ等が行う水泳指導その他施設の用法に伴う仕事により、生じたクラブ会員やビジター等他人の身体の障害または財物の損壊について加盟クラブまたは加盟クラブの指導員その他のスタッフ等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
- ③「対外試合・練習会・水泳試合」等(※2)において、**クラブの指導員・スタッフ等の指導その他の仕事上の過失により生じた他人の身体の障害または財物の損壊について加盟クラブまたは加盟クラブの指導員その他のスタッフ等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。**

- 対象となる事故例**
- 指導員の監督上の不注意による死亡・傷害事故
 - プールの水質管理を怠ったことによる下痢や結膜炎などの健康被害
 - 火災の際の誘導上の不手際や非常口などの不備による死亡・傷害事故 など



クラブ会員・ビジター個人の賠償責任補償(施設賠償責任保険)

プール等の施設の利用に伴い、クラブ会員個人またはビジターが他のクラブ会員・ビジター等にケガを負わせたり、その持ち物を壊すなどして、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(利用者が未成年の場合は、親権者等の法定監督義務者も被保険者に含まれます。)

- 対象となる事故例**
- 遊泳中、充分注意を払わず隣の人をけってケガを負わせた場合
 - クラブの駐車場で自転車で乗っていて誤って駐車場の車を傷つけた場合 など



他人から預かった財物に生じた事故に対する賠償責任補償(受託者賠償責任保険)

加盟クラブ施設において、他人から預かった財物(受託物)の管理中に生じた事故について、加盟クラブまたは加盟クラブの指導員その他のスタッフ等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(現金・貴重品等含む。)

- 対象となる事故例**
- 受付で預かったコート汚してしまった。
 - 受付で預かったリュックを壊してしまった。 など

傷害事故に関する補償

傷害事故見舞金補償(レジャー・サービス施設費用保険 傷害見舞費用追加担保持約付帯)

B,C,D,Zタイプで補償

加盟クラブ会員・ビジターが払込取扱票記載のクラブ施設内において発生した、下記(施設の被災事故)事故以外の急激かつ偶然な外来の事故(※但し、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。)によりケガをし、死亡または医師の治療をうけた場合に**クラブ側が慣習として見舞金を支払った場合、その見舞金費用を補償します。**ただし、クラブが損害賠償金として負担した費用は対象となりません。



施設の被災事故に関する補償 (B・C・D・Zタイプで補償)

施設の被災事故に関連して発生する費用等に関する補償(災害対策費用)(レジャー・サービス施設費用保険)

火災・爆発などの規定された事故が発生し、被保険者(保険の補償を受けることができる方)の所有、使用・管理するプール等の払込取扱票記載のスポーツ施設内の建物などがこれらの事故により損害を受けた場合および対象施設内で販売・提供などした飲食物に起因した食中毒が発生した場合に、事故への対応のために被保険者が要した以下の費用を補償します。

- (1)被災者対応費用
 - 法定相続人等の現地訪問費用
 - 輸送費用、移転費用
 - 葬儀費用
 - 被保険者使用人等の派遣費用
 - 通信費用
 - 応対関係費用
 - 搜索、救助、移送費用
- (2)被災者傷害見舞費用 弔慰金・見舞金等の費用
- (3)災害広告費用



※1 賠償事故に関するご注意点

- ①法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。
- ②また、スポーツには一定のルールがありますが、スポーツそのものが多少とも危険を伴っているだけに、たとえこれらのルールを守っていても、いわば必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合には、法律上の損害賠償責任はないものと考えられます。
- ③クラブ会員・ビジター個人の故意による事故については、保険金お支払いの対象とはなりません。
- ④被害者にも過失がある場合には、賠償金額は責任割合を勘案して決定されます。
- ⑤自動車・原動機付自転車の所有・使用または管理に起因する賠償責任については対象となりません。

※2 賠償責任事故補償における「対外試合・練習会・水泳試合」等とは

- (公財)日本水泳連盟、またはその下部組織(都道府県水泳連盟・市区町村水泳協会)が主催、あるいは後援する水泳大会・記録会・練習会・水泳行事であって加入施設外で行われるもの
- ・往復途上および宿泊を伴う対外試合は除きます。
 - ・海、河川、湖等で行われる試合を除きます。